

平成31年3月26日

第21回村上市農業委員会会議録

第21回村上市農業委員会定例会を平成31年3月26日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
6番	遠山	久夫	7番	池田	千秋
8番	本間	サヨ子	9番	中山	和衛
10番	遠藤	俊樹	11番	斎藤	博
12番	佐藤	健吉	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

5番 石山 章

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後2時00分 事務局長(鈴木美宝君) では皆様、ごめんください。定刻になりましたので、

ただいまから第21回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員の方で欠席の連絡のある方、石山会長が病
気療養のため今日は欠席ということになっております。出席は19名、村上市農業委員会会議規則第
6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議で農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推
進委員の方の欠席の届出のあった方から、推進委員番号1、富樫潤さん、ドローンの研修会のため
ということで本日欠席となっております。それから推進委員4番、佐久間英夫さん、介護のため、
12番、齋藤茂芳さん、療養のため、同じく13番、本間文春さん、受診のためということで連絡をい
ただいております。欠席が4名、出席が15名となっております。

それでは、板垣職務代理からご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

では、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条、同16条
の規定により板垣職務代理、お願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） では、議事録署名委員選出以降の議事進行であります、第21回
村上市農業委員会定例総会議事録署名委員の指名についてお諮りをいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、第21回村上市農業委員会定例総会議事録署名委
員は議席番号10番、遠藤委員、議席番号11番、齋藤委員の二方をお願いをいたします。

（両委員了承）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、日程第4の報告に入ります。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、報告をお願いいたします。

○事務局長（小川良和君） それでは、説明いたします。

次第めくっていただきまして、1ページをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない
事実確認願について、番号1番、申請人、村上市早稲田__番地__、____、土地の表示、早
稲田字境沢二__番__、地目、台帳、田、現況、原野、面積89平米外3筆、合計4筆で2,263平
米、申請事由といたしましては、申請地は約30年前から耕作しておらず雑木が生え、現在は原野化
している。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくって2ページをごらんください。ち
よっと位置関係がわかりづらいですが、地図の右側のほうに国道7号線と早稲田、松岡、塩野町集
落がございます。そちらのほうから、7号から西のほうに入っていた山で、地図中央よりや
や左側にあります太く囲った場所が今回の申請場所4筆でございます。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいま報告いたしました件につきましてご質問等ありましたら
お願いいたします。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、報告については終わりとし、議題に入
ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に
係る買受適格証明願について、今回は2件について説明いたします。

まず1件目、番号1、願出者、村上市四日市__番地、____、競売の内容、物件1から3までご
ざいます。まず、物件番号1、四日市字番匠__番__、地目、台帳、現況とも田、面積373平米、強
制執行の別、担保不動産競売、実施機関、新潟地方裁判所、事件番号、平成30年（ケ）第60号、入
札期間、平成31年5月13日から平成31年5月20日、開札期日、平成31年5月27日。続いて物件番号2、
大場沢字鳥井田__番__、地目、台帳、現況とも田、面積516平米、ほか同じです。物件番号3、天
神岡字小田表__番__、地目、台帳、現況とも田、面積3,653平米、合計3筆で4,542平米、3筆の
合計の基準売却価格が__円、10アール当たり__円です。

続きまして番号2、願出者、村上市鶴渡路__番地、____、競売の内容、物件番号1、天神
岡字小田表__番__、地目、台帳、現況とも田、面積3,653平米、これにつきましては番号1の物件
番号3と同じであります。競売の内容は、1番、2番とも同じものでございます。2件ともホーム
ページ等での閲覧開始が平成31年2月4日から閲覧を開始した件であります。

場所の説明をします。4ページをごらんください。村上地区四日市地内です。図面中央に国道7
号線があります。山田川沿いにあるのが番号1、物件番号1、__番__です。また、国道を挟んで
あるのが番号1、物件番号3、__番__で、番号2の物件番号1でもあります。5ページをごらん
ください。朝日地区大場沢地内で山田川沿いにあるのが番号1、物件番号2の__番__です。以上で
場所の説明終わります。

議案第1号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議案第1号につき審議に入ります。ご意見、ご質問の
ある方はお願いいたします。

19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。今回の案件の2番、____さんですけども、これ1月の
委員会の中で私も質問させていただいたんですけども、その中で1月、農地法第4条で申請あった

ときには、申請者は市内でアパート経営を行っておりますという、この時点で不動産業をやっているとここにもきちんと書いてきた中で、このときはアパート経営については問題ないということだったんですけども、その時点で認定農業者であるということはどうなのかという質問はさせてもらったんですけども、そのときの会長のほうからは認定農業者であっても建物は建てるだろうというような、わかったようなわからないような実際私も納得はできなかつたんですけども、ほかの委員の方からも意見も出なかったしとは思っていたんですけども、今回適格証明願が出てきたということは、これ事務局のほうで認定農業者とまだなっているはずですが、そういう面が出てきたのじゃないかなと思いますし、不動産業者を認定農業者として農業委員会が許可するとか、応援するとかというのはちょっと筋が違うんじゃないかなと思いますし、これは逆に考えれば不動産業の先行投資とみなしてもいいんじゃないかというふうに考えますけども、まずほかの方の意見もあるようですので、私のほうからはそういうことで考えていただきたいという意見です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかに同じような質問どうぞ。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 今の船山委員の考え方と私の考え方も一緒なんですけど、1月29日開催の第19回農業委員会において船山委員から話あったように、この方は1,708平米に賃貸住宅5棟を建設するんだということで、4条で転用しております。それも以前に買ってなく耕作したかと思えますけれども、そのときにも話があった、今船山委員から説明したとおりの内容でございますし、今回も申請番号1のほうの3の、___さんの3番目の案件と、それから2番の今の1件の案件がまるっきりダブっているような現状ですので、果たして今言うように認定農業者あるいは不動産、そういうものを農業委員会で押さえることができるのかどうかということもありますけれども、私はやっぱり余り的確ではないかなということの意見であります。

以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。今お二方のご意見で私も賛成でございます。それで内容をちょっとお聞きしたいんですけども、この3点の所有者というのは同じですか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 同じです。

○2番（阿部正一君） それで前の方は3点を証明願いたいと、申請出てきて。もう一方の___さんは1点だけということなんですけども、そうすれば仮に入札やれば分かれるということもあり得ますか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） そうですね。

○2番（阿部正一君） こういう方法、今まで恐らくなかつたと思うんですよ。同じ案件を2人でけんかしているようなことで入札するというのは、恐らく競売の場合もなかつたと思いますが、この

辺何か理由があるのか。大きい田んぼだけ目当てにしてとっているのか、その辺ちょっとお聞きしたかったんですが。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局、何か説明ありますか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） _____さんについて少し説明したいと思います。

_____さん、ご指摘どおり不動産業、アパート経営も行ってありますが、たしか認定農業者であります。平成21年から認定農業者になりまして、平成28年6月16日の認定で再度再認定をされまして、現在認定農業者であります。平成28年の再認定の際の経営面積が9万2,700平米と、5年後は12万5,000平米に拡大したいという中で今回の農地を求めるとのことだと判断いたしました。確かにアパート経営を行っているということもありますが、今回の農地に関しましては図面を見ていただいておりますのとおり、大きな水田地帯の中の一部で農振農用地でもあります。別の目的は考えられないと判断いたしました。また、拒む理由が法的にあるのかということも考えまして、今回受け付けを行いました。

以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご意見、ご質問。

2番。

○2番（阿部正一君） 質問したのに全然答えていない。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど委員からのご質問の回答については、過去にということの中では、先回同じく裁判所の案件で_____さんが上げた案件についても買受適格証明の提出月日は1か月ずつずれておりましたが、同じ物件のものについてお二の方が買受適格証明を受けて応札していると、入札しているといったところがあります。_____さんが3筆、_____さんが1筆については、_____さんがいないところの2筆については、四日市集落の方とのあい作というふうなこともありまして、そちらの相作なっている部分についてはそういうふうな条件もあって、外されているというふうなことで認識させていただいております。

これ、回答よろしいでしょうか。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 2番委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい、わかったような、わからないような。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご意見、ご質問。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。先ほど船山さん、それと佐藤さん言われたことはごもっともなことだと思います。しかし、私思うには、_____さんは認定農業者であります。認定農業者解除になっているのであれば、その辺も考えねばねえかもしれないども、まして複数の方で入札するというのは、私はいい方向だと思います。なぜかという、1人しか適格者がいない場合は、割かし基準売却価格に近い金額で入札が成立するおそれがあります。しかしながら、複数以上の入札

者であると、いわゆる正規の入札というか、その長所という形でこの土地を入札にかかる本人、その人のためにも私は単価上昇の面から考えてもよろしかろうと思います。一番の問題は、_____さんが認定農業者外れているのであればこれはいたし方ないですけど、認定農業者にも認定されている中で私は拒絶するあれはなかろうかと思っています。

以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにございませんか。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 先ほど申し上げましたように、先々月、1月29日開催の農業委員会においてこの方は1,708平米を4条の申請で転用をしますよということで、貸しアパート、住宅5棟建てますということで許可をしてあって、先月、今月、2回目のときにまた今度は買受適格証明書を下さいというようなこと、農業委員会としてこういうことがまかり通っていたら、これで委員会としてののかなということ私どもは非常に考えさせられたということでございますし、法的にそれを阻止すると、出さないというあれがなければこれはやむを得ないかと思っておりますけれども、やはり受け付けの段階でもう少し建て増したばかりなのに、事実なのかどうかあたりまでやっぱりこれから慎重にさせていただきたいなということで考えられます。というのは、やはり4月以降になると県知事から権限委譲を受けるということで、4条、5条についてもいろんな案件が出てくると思いますので、その辺を含めて検討をお願いしたいということで、意見で先ほど申し上げましたので、よろしく。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 今ほど何人かの委員さんにご発言いただきました。法的な部分はこれから事務局に確認するわけでありますが、私個人的には認定農業者という個が不動産業を営んでいいのか悪いのかということについては多分別なんだろうと、多分それはオーケーなんだろうなと、合法だろうというふうには私は思います。ただ、買受適格、これについてそれを与えるかどうかというのは、今ほど19番委員、12番委員等々、2番委員の方からの意見いただきましたけれども、それが認定農業者という立場を利用しながら、結果的には不動産業に利用しようとしているのではなかろうかという、そういう危惧を感じるということの思いで発言をされたものと思っております。その辺のところ法的な部分については事務局どういうふうに捉えられているのか、その辺わかる範囲で教えていただきたいなと思うんですが。

○事務局次長（小川良和君） 今回の場合ですと、買受をしたいと、入札に参加したいということでの申請でございますので、通常の3条と同じような形で取得を希望されてのことだという判断いたしております。ということは規模拡大というか、面積をふやすといったところにつながっていくものだと考えております。先ほど来からご指摘のある不動産業に対してというふうなところも含めまして、先ほど佐藤のほうからもご説明ありましたとおり、今回の案件の場所については農振農用区域内でもあるということと、一団のほ場内の区域内に入っているほ場であるということからしても、

将来の不動産投資先というふうな判断はちょっと難しいのかなということと、あと先ほど佐藤委員からご指摘のありました4月1日以降4条、5条の権限委譲を受けるといった中でというところでは、今後こういう案件につきましては今までもそうですが、3条なりで取得した部分については転用の受け付けの際にはその辺をよく確認をした中で進めさせていただいているところではありますので、仮にここが入札の結果、取得されるようなことがあった場合、今後こちらのほうでもその分、十分気をつけながら、ここの農地含めた形で対応はしていければというふうに考えております。

○会長職務代理人（板垣栄一君） ほかにございますか。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。ちょっと天神岡の1筆だけ、これが仮に___さんのほうの入札で通ったとしますと、___さんは残った2筆を購入という形になるのかどうでしょうか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） ほかになければ。

ほかに入札参加者がなければ___さんが落札することになると思われます。

○6番（遠山久夫君） ___さんのお気持ちとしては、大きいほ場を含めて小さいのも、非常に小さくて格好の悪い田でありますから、これ本当に大きいのと含めての入札を希望しているのではないのかなと思うんですが、もしこれが___さんのほうに行った場合、本当にこれ受けるでしょうか。

それは本人の気持ちを探っての話なんですけど、___さんが入札する件に関しては、池田委員と同じ意見なんですけど、であればこういう形あり得る話なんで、そのところは事務局のほうでしっかり確認しておかれたほうがいいのかと思うんですが。詳しいとわかりませんが、以上です。

○会長職務代理人（板垣栄一君） 3番委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。いろいろな意見があると思いますが、私がちょっと客観的に聞きたいことがあるんですが、今ここに上がっている黒い線で囲まれたところは、現況は競売にかかった人が独自で耕作しているんですか、それとも隣にある筆の人が1枚としてつくっているのか、その確認だけを。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 今競合する土地は、1筆、畦畔に囲まれた中のちょうど半分くらいのわけ作りをされている土地であります。

○3番（増田嘉美君） それで___番___というの、___番___というの、全て畦畔で区切られていて、競売に係る大もとの人が耕作しているということですか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） あい作されているのは、今回競合する大きい田んぼ1枚で。

○3番（増田嘉美君） ___番___だけが畦畔が引かれていて、それぞれ耕作していて、この三角と大場沢のところは独立しているの。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 独立しています。

○3番（増田嘉美君） その確認だけはまずちょっと聞きたかった。

___番___の反対側は……

- 事務局副参事（佐藤俊一君） 全く別な方の持ち物でございます。
- 3番（増田嘉美君） その境界は……
- 事務局次長（小川良和君） ただ、その人も今競売にかかった持ち主の方に1筆としてつくってもらっていた土地なんです。
- 3番（増田嘉美君） つくってもらっていた人なんだ。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） つくっていた人が今回手放すことになるという。
- 会長職務代理者（板垣栄一君） 大分皆様方からご意見いただきましたが、いいですか。
- 7番、池田委員。
- 7番（池田千秋君） ちょっと入札の内容というか、私わからないところがあるので、事務局に聞きますけど、番号1番の____の案件だと3筆なっていますね。それで基準売却価格が1つ____らだと、これ3筆含めてこういう価格だと思うんですけど、入札の場合1筆1筆入札するんですか。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） 1筆1筆です。済みません、私1筆1筆ごとに書けばよかったんですが、これ合計金額です。説明しますと、__番__が売却基準価格__円、鳥井田__番__が売却基準価格__円、もう一筆については番号2の__円となっております。
- 7番（池田千秋君） はい、わかりました。じゃ、こういうのは一括でなくて、1筆1筆の入札なるわけですね。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。
- 7番（池田千秋君） はい、わかりました。
- 会長職務代理者（板垣栄一君） 2番、阿部委員。
- 2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、今入札されて両方出て、仮に大きい田んぼが__さん、小さい田んぼだけ__さんに行くと、恐らくそうすれば__さんもそれなりに買うか、買われない場合、不調に終わりますよね。そうすれば、また適格者を募って、またここに証明書を出さねばないと。これは適格証明をもらわなければここに参加することできないんですよ。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。
- 2番（阿部正一君） だから、ほかから来るなんてことあり得ないんですよ。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） あり得ないです。
- 2番（阿部正一君） だから、その辺をはっきりしておかないで、有効利用してこっち出してきたのに、それが小さい田んぼが残るということも可能性ありますよね。
- 事務局副参事（佐藤俊一君） あります。
- 2番（阿部正一君） その辺はやっぱり農業委員会でもいい人に誘導してやるということが必要でないかなと思うんですけども。
- 会長職務代理者（板垣栄一君） 19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 済みません、別な感覚で私は質問したんですけれども、入札のほうに行ってしまったようなわけなんですけれども、今認定農業者として出してきた、それはこれから面積を増やしていく中でということで事務局は受け付けたというものはわかりましたけど、そうすれば今不動産業をやっている方でもっと余計持っているし、じゃこれが通るんであればこの先認定農業者として申請した場合は、不動産業者をやっているも受け付けるということになりますよね。その辺もやっぱり今後として審査会になるのか、事務局としても考えていただきたいと思っておりますけれども、それだけです。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいまの発言は、質問というよりは今後のご意見ということで承りました。随分意見も出ていただいたわけでありまして、要は買受適格証明願を出して、それを受理してここで審議をしているわけでありまして、でありますので、先ほど申し上げましたとおり、認定農業者と不動産業者というのは同一人物が経営していても何ら法的には触れない部分であります。今皆様方から非常に心配するようなご意見をいただいております。つきましては今後はその願いを受理する前にどういった状況なのか、もっときちっと把握しながら、今回の案件につきましては1月に出まして、大変皆さん方で議論していただいた経緯もございます。にもかかわらずこれ出すのは勝手なわけでありまして、同じような形で上がってきたわけでありまして、今後そういったことのないように、そしてまた先ほど2番の阿部委員のお話もありましたとおり、それが入札で3筆ある中でばらばらとなった場合、小さなあんたの農地はどうなるんだと、それが荒れてしまっただけは何にもならないんじゃないかというような話もございました。いろんなご意見もあつたわけでありまして、法的に触れる分についてはどうにもなりませんし、触れない分についてはこれは上がってきたものは認めなくちゃならないし、今後十分気をつけるとともに今願いを受理して、それを通知するわけでありまして、その段階に十分注意するように、そういったことをつけ加えながら、今回は通すというような形で私は考えておりますが、いかがでしょうか。

ここで思いはたくさんあるわけでありまして、なかなかそういった面につきましては大きなものもございますし、入札じゃどういふもんなんだというところから始まったりします。大変難しい問題ではあります。その辺についても十分これからの課題として受けとめながら、現在のこの案件については受理をしてそれを許可として出していくということではいかがでしょうか。もしご意見がないようであれば、議案第1号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については、承認することに決定をいたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は、

使用貸借5件、賃貸借3件、贈与1件、売買4件、合計13件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市菅沼__番地、____、借人、村上市菅沼__番地、____、土地の表示、菅沼字菟谷__番、現況地目、田、地積634平米、ほかに田がもう1筆、畑が4筆、合計6筆、合計地積3,162平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間で無償。1番から5番まで使用貸借の案件です。

ページはぐっていただいて8ページ、賃貸借1件について説明いたします。番号6、貸人、村上市坂町__番地、____、借人、村上市坂町__番地、____、土地の表示、坂町字野口__番__、現況地目、田、地積492平米、契約の種別、賃貸借の設定、契約の内容、10年間10アール当たり__円。今まで借りていたものを継続する案件でございます。6、7、8と賃貸借の案件。

続きまして、贈与案件1件について説明いたします。譲渡人、村上市岩船下大町__番__号、____、譲受人、村上市鑄物師__番地__、____、土地の表示、鑄物師字家ノ下川原__番__、現況地目、田、地積159平米、契約の種別、所有権の移転、贈与、これにつきまして少し説明させていただきます。この農地は昭和55年にはほ場整備を行った畦畔に囲まれた約2,900平米に4筆が入った農地の1筆です。この農地はほ場整備前に現在の所有者____、もう一方が____さんとおっしゃいますが、お二方のお父さん、____さんから____さんが当時もう既に譲り受けたもので、所有者の移転登記をしないまま____さんが自分のものとして耕作していました。その後、平成17年にお二方のお父さんである____さんが亡くなり、続いて平成19年、すぐに長男の____さんが亡くなり、誰が相続をしたかよくわからないままになっていました。____さんも高齢になってきて、今回鑄物師ですが、袋という集落だそうです、その袋の集落の共有名義の土地の整理に伴い、____さんの農地は娘である____さん、____さんが相続しているとわかり、お二人にお願いしたところ今回の贈与になったと____さんから説明を聞いております。なお、確認のため____さん、____さん、お二方には直接お話を聞いて確認を行っております。

続きまして、売買案件4件について説明いたします。番号10、譲渡人、茨城県水戸市吉沢町__番__、____、譲受人、村上市小町__番__号、____、土地の表示、野潟字屋敷添__番__、現況地目、畑、地積199平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして__円、10アール当たりの換算で__円。

続きまして番号11、譲渡人、村上市日下__番地__、____、譲受人、村上市日下__番地__、____、土地の表示、日下字中田__番__、現況地目、田、地積4,278平米、ほか田がもう2筆ございまして、合計3筆、合計地積が5,844平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして__円、10アール当たり__円の案件でございます。

次に番号12、譲渡人、埼玉県入間市久保稲荷__丁目__番__号、____、譲受人、村上市堀ノ内__番地__、____、土地の表示、堀ノ内字村前__番__、現況地目、田、地積681平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価として__円、10アール当たり換算で__円です。

1 ページはぐっていただいて10ページ、番号13、譲渡人、村上市三之町__番__号、____、譲受人、村上市長坂__番地__、____、土地の表示、下大蔵字大蔵__番__、現況地目、田、地積2,052平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価として____円、10アール当たり__円です。番号13について少し説明します。この農地は、旧山北町時代に工業団地造成の計画があり、代替農地を欲する地権者のために用意した農地です。その後、工業団地の計画が途中でなくなり、農地だけが____所有として残りました。今回譲受人である____さんが高速道路にかかる農地の代替が欲しいということで____に話があり、____に話があり、今回の売買となりました。

場所の説明をします。11ページをごらんください。贈与案件の場所です。村上市鑄物師地内、行政区では袋地内です。坪根工業団地を過ぎたところ、図面中央、門前川沿いにあるのが申請地__番__2です。

次に、売買案件の場所の説明をします。12ページをごらんください。番号10の場所です。村上地区野潟地内です。図面を縦に国道345号線とJR羽越線があります。図面中央にあるのが申請地__番__です。

次に、13ページをごらんください。番号11の場所です。村上地区日下地内です。日下集落沿い、県道上山田山辺里線から下相川方面へ行ったところ、図面中央にある3筆が申請地__番__、__番__、__番__です。

14ページをごらんください。番号12の場所です。山北地区堀ノ内地内です。図面中央、主要地方道山北関川線沿いにあるのが申請地__番__です。

15ページをごらんください。番号13の場所です。山北地区下大蔵地内で、図面中央、国道7号線沿いにあるのが申請地__番__です。

以上で場所の説明終わります。

説明した13件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいま説明をいたしました議案第2号につき質疑をお受けいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけども、4番、5番、今お話あった____さん、地番が同じなんですけど、名前が違う。これ同一人物ですか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） これは同一人物です。

○2番（阿部正一君） なぜ名前違うんですか。男と夫ですよ。原則的に法に触れていないといえども違いますよね。それで地番は同じだけど、男と夫がいるんだかなと思いますけども、どっちが本当なのか。

それから、これ譲受人に受けていますけれども、同じ地番の____、__さんと____さんですか、こ

の関係はどうか、その辺をお聞きしたいと思ひまして。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 大変申しわけありません。夫が正解でございます。議案第1号、____のオは、男でなくて夫が正解です。大変申しわけありません。

今回の使用貸借の案件、____さんについては____さんのお父さん、____さんについては____さんのお母さんでございます。農業者年金の受給のために2人から継続して農地を借りるという案件でございます。大変申しわけありませんでした。

○2番（阿部正一君） 前のやつはどういうふうにして直したか、その辺。男として可決されたわけですよ。適格証明出したでしょう、どういうふうにするのか。ただ単の訂正では済まないと思うんです。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 適格証明のほうの誤りを受け付けたのは男として受け付けたのだが、夫が正しいのでは、それで済むのかと、そういう話ですよ。

○2番（阿部正一君） 済むのか、いや、可決して終わったわけですよ。もう一回戻っていただいて、その辺の内容を確認いただく必要があるんでないかと思ひます。恐らく議事録に載っているはずですよ。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 皆様にお諮りをいたします。

今ほど2番阿部委員のほうから議案第2号の4番、5番についての____さんの名前のほうですけども、夫なのに議案第1号のほうの2番では男となっている。事務局のほうに確認したところが、議案第1号の____さんのほうの男が間違っていて実際は夫なんだということだそうであります。事務局のほうから、これについては今訂正とおわびをしたわけではありますが、戻ったほうがいいんでないかというのが2番委員さんの意見であります。ここで出してしまってからどうのこうのではありませんので、もし戻るにしろ何にしろ、3条のこの部分が終わってからそのことについてはまた別段審議させていただきたいと思ひますので、よろしく皆様も考えておいていただきたいと思ひます。阿部委員、3条終わってからでいい。

○2番（阿部正一君） 私、戻っていただくという意味ではないです。いいですけども、適格証明というのはこの申請の名前で出さんばないですよ、必ず。これは男として出さんばないです。それで通るのかと、だから事務処理が必要でないかと。みんな携えて申請やって、内容検討して受け付けているのに、なぜこういうことが、今次のやつに出てこねば私もわかんなかったんです。こんな簡単なことを、地番は同じで、今内容は農業者年金を受けるためだといえども、それでこれは母親ですと、父親ですよというような説明もあればわかったでしょうけども、これも私も____さんですか、これは男だと思ひまして、そういうふうに考えたもんですから、兄弟耕作してあったのをやるのかなと思ひたんでお聞きしたいと、内容は私わかんないですよ。だから、戻れという意味でなくて、適格証明出すんであればちゃんとしたもので出してほしいなど、こういう前例つくれば、後で訂正すれば何でも済むんだと、間違えないでこうですよと最後に言うていながら、間違いあるわけでは

よう。申請人の名前すら間違っているわけだ。そういうことではやっぱりこれから委譲を受けると
ここにはおかしいんでないか、こう思います。

○会長職務代理人（板垣栄一君） ありがとうございます。今ほどのご意見を事務局のほうもちゃんと受けとめていただきたいと思いますし、受け付けたお名前でも当然ここは出さんばという話ありますが、このプリント自体の字句の間違いなのでしょう。そうなのでしょう。

○事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。申請書は確かに夫で出ております。私の書き間違いです。

○会長職務代理人（板垣栄一君） わかりました。じゃ、今のお話は申請書の中身は夫、本当の話であります。本人が書いたわけでありますので、夫で出ております。この買受適格証明願も2番について単なる打ち間違いと、単なるであっても許可要件でありますので、その辺は今後十分事務局のほうも注意してほしいと思います。

それでは、ほかにございませつか。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田ですが、13番についてお尋ねしますが、いわゆる譲渡人、村上市三之町__番__号、____、____のことだと思ふんですけど、全部で1町5反以上の農地持っているわけなんですね。それで今____さんが____まず買うとしても、まだ1町3反ぐらい残っているし、現状として今下大蔵のやつは田になっているんですけど、今まで誰が耕作しててやっているんだか、それと__あたりでこういう、俺よくわかんないけども、農地所有してていいものなのか、その辺お尋ねします。

○会長職務代理人（板垣栄一君） 事務局、お願いいたします。

○事務局長（鈴木美宝君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

まず、1町5反、今減っても1町3反余りということになりますが、法的に__が、____が農地を取得しているということについては、問題ないということでもあります。理由は先ほど説明がありましたように、高速道路用地の代替地ということで、____で求めたものということでもあります。が、____が所有しているということには問題がないと。現況としましては、田としての耕作は残念ながらできていなかったということではありますが、__で自前で草刈り等管理を行ってきたということでもあります。

○7番（池田千秋君） 遊休農地ですか。

○事務局長（鈴木美宝君） 耕作はしておりませんが、面管理等をして続けて維持していたということで、よろしくお願ひいたします。

○会長職務代理人（板垣栄一君） 7番委員、いいですか。

○7番（池田千秋君） はい。

○会長職務代理人（板垣栄一君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたしました。

それでは、議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、16ページをごらんください。

議案第3号 事業計画変更承認申請について、番号1番、当初計画者、村上市勝木__番地__、____代表取締役、____、土地の表示、今川字天神下__番__、地目、台帳、現況とも田、面積が150平米、移転等の内容の変更については、期間の変更でございます。変更目的及び内容ですが、申請地は現場事務所及び駐車場敷の目的で平成30年9月11日付村振農第3065号により農地法第5条の許可を受けました。このたび今川駅の改修工事の1期工事が終了したが、引き続き2期工事を行うこととなったため、期間を延長するものですということで、当初計画は許可日から平成31年2月28日までのものを、変更後は許可日から平成32年3月31日までということで1年1か月延ばす計画でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。隣17ページをごらんください。地図中央にあるのは村上山北地区の今川集落であります。今川集落を挟むような形で国道345号線とJR羽越本線が走っております。今回の申請場所は、JR今川駅、地図中央付近にあります。そこから海側のほう、南のちょっと下がったところに太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事業計画変更にかかわる現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

11番、斎藤さん。

○11番（斎藤 博君） 11番、斎藤です。ただいまの事業計画変更承認申請についてご報告いたします。

3月12日、火曜日午前10時、山北支所会議室におきまして、農業委員3名、事務局からは小川次長と山北支所村山係長出席のもと、事務局より申請内容について資料にて説明を受けました。内容につきましては、先ほど次長のほうから説明あったとおりでございます。つきましては、今回の申請が期間変更のみで現状を変更するものではなく、これまでに問題や周辺農地所有者との間でのトラブル等の発生状況もないことから、今後も周辺農地への影響を及ぼすおそれはないと判断し、許可相当との意見となりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方はお願いをいたします。

（ありませんの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、議案第3号については許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については、許可相当に決定をいたしました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、18ページをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、千葉縣市川市本行徳__番__一__号、____、譲受人、村上市柏尾__番地、____、土地の表示、学校町__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積231平米、転用の目的、住宅建築用地、契約等につきましては売買による所有権の移転で、対価は____円、10アール当りに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は現在親と同居しているが、子供の通学する学校が今春より瀬波小学校となることを機会に住宅の建築を計画し、通学する学校にも近い当該地に住宅を建築するため転用の申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでおります。転用の内容ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積82.59平米の住宅を建築される予定でございます。

続きまして番号2番、譲渡人、村上市春木山__番地、____、譲受人、新潟市江南区東早通__丁目__番__号、____代表取締役、____、土地の表示、緑町__丁目__番__1、地目、台帳、現況とも畑、面積658平米ほか1筆、合計2筆で821平米、転用の目的といたしましては、老人短期入所施設用地ということでございます。契約等については、売買による所有権の移転で、対価は、済みません、こっちで____円と書いておりますが、申請書に____円というふうな記載がございました関係でこうさせていただいていますが、ちょっと余りにも場所的な額が不釣り合いだったものですから、再度確認したところゼロが1つ落ちていたということで、____円ということでございました。済みません、訂正のほうお願いいたします。10アール当りに換算いたしますと____円となります。農地区分といたしましては第3種農地、備考といたしましては、申請者は隣接地で老人短期入所施設を運営しているが、入所者の増加により常時満員となり、今後も入所希望者の増加が見込まれることから、当該地に新たに入所施設を建設するために転用の申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地で、周囲は

宅地化が進んでいるということでございます。転用の内容ですが、木造一部2階建て施設1棟、建築面積563.55平米の施設を建設される予定です。

続きまして番号3番、譲渡人、村上市牧目__番地、____、譲受人、村上市岩船岸見寺町__番__号、____、土地の表示、八日市字野外__番、地目、台帳、現況とも畑、地積472平米、転用の目的は住宅建築用地でございます。契約等については、売買の所有権の移転で、対価はちょっと記載しておりませんが、こちらの案件につきましては備考のほうにも書かせていただいているとおり、平成8年にもう既に売買が当事者同士で行われておりまして、そのまま塩漬けになっていた案件でございます。ちなみに、その後確認したところ、当時の売買価格が____円だったそうでございます。平成8年当時の10アールあたりに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請地は平成8年に住宅を建築するために農地法第5条の許可を条件とする売買契約を締結したが、諸般の事情により住宅の建築を断念し、転用の手続きを行っておりませんでした。このたびは娘夫婦が住宅の建築を計画したことから、当該地に住宅を建築するために転用の申請をするものです。なお、申請地は第2種農地で、集落に接続する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。転用の内容ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積91.5平米の住宅を建てられる予定でございます。

続きまして番号4番、貸人、村上市金屋__番地__、____、借人、村上市金屋__番地__、____、土地の表示、金屋字宮分__番地、地目、台帳、現況とも畑、地積669平米ほか2筆、合計3筆で1,322平米、転用の目的ですが、太陽光発電施設及び駐車場敷ということでの転用でございます。契約等については、使用貸借権の設定でございます。農地区分といたしましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は生活の安定を図るため、太陽光発電施設の建設を計画し、住宅周辺で用地を検討したが、条件に合致する用地が得られず、かつほかに代替地もなかったことから、従業員用の駐車場とあわせ当該地に設置するために転用の申請をするものです。なお、申請地は第2種農地であるが、申請地の周辺に当該事業目的を達成することは可能な農地以外の土地等がないということでございます。転用の内容ですが、太陽光パネル300枚設置と駐車場8台分ということです。

なお、この案件につきましては、始末書がついてございましたので、始末書のほうを読ませていただきます。始末書、このたびの農地法第5条の許可申請をお願いいたします。本件について申請に至った経緯についてご説明申し上げます。私、____が平成29年9月に金屋字宮分__番__ほか2筆の農地に設置した太陽光発電施設について、村上市農業委員会事務局担当者様から土地所有者の____に、設置に当たって農地法の許可が必要であるが、許可を受けていない旨の指摘をいただきました。太陽光発電施設の設置に当たっては、設置後の管理等を考え自宅周辺で用地を探しましたが、条件に合致する用地がなく、かつ代替地もなかったことから、当該地に許可を得ないまま施設の設置を行ってしまいました。これは、農地への太陽光発電施設の設置については、平成28年に農業委員会より指導いただいていたにもかかわらず、当該地が市道と____所有の園

芸施設の間であり、ここ数年農地として耕作していなかったこと、また設置に当たっては基礎等の永久構造物を設置するものではなく、施設の下で及び残地で農作物の栽培等が可能であると考えたため、転用の手続は不要と安易に判断したことが原因であり、深く反省しております。本当に申しわけありませんでした。今後はかかる事態を招かぬよう再発防止に努めますので、何とぞ寛大なる措置を賜りますようお願いいたします。平成31年2月20日、申請人住所、村上市金屋____番地____、____というこで、始末書が添付されてございます。

続きまして、ページめくっていただきまして20ページごらんください。番号5番、貸人、村上市高根____番地、____、借人、村上市高根____番地、____代表取締役、____、土地の表示、高根字川原____番、地目、台帳、田、現況、畑、地積297平米、転用の目的、格納庫及び資材置き場、契約等につきましては使用貸借権の設定でございます。農地区分といたしましては第1種農地、申請備考といたしまして、申請者は建設業を営んでいるが、現在使用している格納庫が使用できなくなることから、申請地に不足していた資材置き場とあわせ格納庫を設置するため転用の申請をするものです。なお、申請地は第1種農地であるが、申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置されるものであるということでございます。転用の内容ですが、木造平家建て格納庫1棟、建築面積60平米と資材置き場237平米の計画でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。21ページをごらんください。番号1番、地図中央にあるのが村上地区の学校町であります。地図中央下段のほうに県立村上中等教育学校がございます。今回の申請場所は、中等教育学校よりも東側、345号線を越えたところに地図中央、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして22ページ、番号2番、____の申請場所でございます。地図中央縦にJR羽越本線、下のほうにJR村上駅がございます。今回の申請場所は、JR村上駅よりも北側、羽越本線沿いのところで国道345号線の村上跨線橋の下のところで、太く囲まれた場所2筆が今回の申請場所でございます。

続きまして番号3番、地図中央縦に国道345号線が走っております。345号線よりもちょっと上のほうから臨港道路岩船港線が延びており、今回の申請場所はその交差点よりもちょっと南側、地図上、下のほうになりますが、国道345号線よりも東側のところで、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして番号4番、地図に描かれているのが荒川地区の金屋集落で、地図中央に金屋小学校がございます。今回の申請場所は、その金屋小学校の南側、地図下段のほうに太く囲まれた場所3筆が今回の申請場所でございます。

最後に、番号5番につきまして説明させていただきます。地図中央より下段のほうに描かれているのが朝日地区の高根集落になります。その上のほうに高根川が流れておりまして、今回の申請場

所は高根集落の本村に入る手前、広域農道岩船北部の入り口付近で、地図中央よりもちょっと下のほうになりますが、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、転用にかかわる現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番から3番について報告をお願いいたします。

推進委員10番、佐藤委員、お願いをいたします。

○推進委員10番（佐藤裕介君） 推進委員10番、佐藤です。村上地区では、3月15日金曜日に農地法第5条申請に当たって3件の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

同日は午前9時に番号1番の学校町の現地の農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から小川次長が集合し現地確認を行いました。番号1番の現場では、_____の_____さんと_____の_____さん立ち会いのもと、小川次長より申請内容等について説明を受けた後、配置図をもとに建物の位置や周囲の状況について確認を行いました。申請地は、村上中等学校の近くの国道345号線とJR羽越本線の間にある周囲を住宅地に囲まれた都市計画の用途地域、第1種住居地域に指定された区域内にある農地です。今回の転用は、住宅の建設をするもので、周囲には影響を及ぼすおそれのある農地がないことから、村上地区としては許可相当との意見となりました。

次に、番号2番の緑町1丁目の現地に移動し、現地では_____の立ち会いのもと、小川次長より申請内容等について説明を受けました。配置図をもとに建物の位置や周囲の状況について確認を行いました。申請地は、瀬波温泉跨線橋下で都市計画の用途区域、第1種住居地域に指定された区域内にある農地です。今回の転用は、老人短期入所施設を建設するもので、既に隣地で同様の施設があり、設置後は一体で運営される予定とのことです。周囲には影響を及ぼすおそれのある農地はなく、申請地東側の水路境界においてはコンクリートブロックによる土留めを行うこととしており、汚水、生活雑排等は公共下水道で処理する計画であるとのことです。このことから村上地区委員では、許可相当との意見となりました。

次に、番号3番の八日市の現場に移動し、引き続き_____立ち会いのもと、小川次長より申請内容について説明を受けた後、配置図をもとに建物の位置や周囲の状況について確認を行いました。申請地は、一昨年の11月に今回と同様に住宅建築用として申請があり、1度現地確認を行い、許可相当との意見となった後で、その際諸般の事情により取り下げることとなりましたが、今回改めて申請があったものです。周囲には擁壁を設置し土砂の流出を防止する計画であり、汚水、生活雑排水等は公共下水道で処理する計画であるとのことでした。また、このことから村上地区委員としては、許可相当との意見となりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございました。

それでは、続いて議案番号第4番について報告をお願いいたします。

推進委員18番、寺社委員、お願いいたします。

○推進委員18番（寺社幸一君） 荒川地区では、3月15日金曜日に農地法第5条申請のあった案件について現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は午後1時30分に荒川支所1階、産業建設課において農業委員3名、最適推進委員さんが1名、事務局から小川次長と荒川支所平田主任が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、金屋地内の現地に移動しまして、所有者の_____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。この案件については、既に太陽光発電施設が設置済みで、駐車場については許可後に整備したいとのことでした。申請地は、金屋小学校の南側にある跡地で、周囲を土地所有者が代表を務める法人が所有する園芸用ハウスに囲まれていて、周囲にはほかに一体的に耕作ができる農地がないこと、現状では適正に管理されており、現在まで問題や周辺の農地所有者等との間でトラブル等は発生していないことから、今後も周辺の農地へ影響を与えることはないと考えられます。なお、申請に当たり始末書が添付されており、現地確認の際、申請人である_____さんより違反転用を行っていたことに対する謝罪、そしてこれまでの経緯並びに今後は法令を遵守する旨の説明がありました。このことから荒川地区としては、許可相当との意見となりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

続きまして、議案番号5番について報告をお願いいたします。

推進委員14番、飯沼委員、お願いいたします。

○推進委員14番（飯沼洋二君） 推進委員14番、飯沼です。朝日地区では、3月14日木曜日に農地法第5条申請のあった案件についての現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は午後1時30分に朝日支所2階会議室において、農業委員5名と最適化推進委員5名、事務局から小川次長と朝日支所小池室長が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。今回の申請は、申請者である_____が自社所有の重機の格納庫及び資材置き場として整備するものです。この案件は、昨年8月に農用地区域からの除外申請に係る意見書の交付申請があったもので、その際今回の申請内容である格納庫等を設置することを踏まえ現地を確認し、朝日地区としてはやむを得ないと判断していたことから、現地確認当日、申請地にまだ雪があったため現地に赴いての確認は行いませんでしたが、朝日地区としては許可相当との意見となりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問がある方はお願いをいたします。2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけども、番号2番の_____さんがやると、これはこの会社が短期入所をやるということに解釈すればいいですか。もしそれ業務がこの会社にあるのであればいいけども、ないのであれば恐らく福祉施設で入所の認定なり枠をとってからでないとい開所できないわけですけども、この辺手続等は踏んでいるのか、その辺お聞きしたいんですが。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど2番、阿部委員からのご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点、_____さん、介護施設を運営するということの業務内容を定款上業務と入れており、資格は取っていらっしゃるようでございます。ですので、今回は_____様でこちらの施設を建設することです。ただ、運営については最近では_____さんの子会社が最終的には運営委託を受けて施設を運営するといったことの運びとなるそうです。今現在隣で平成27年に_____ということで、同じ介護施設の転用許可をとって施設を行っておりますが、そちらについても今現在は_____様の子会社さんが施設の運営を行っているということで、先ほど転用確認のときにお話あったように、将来的には隣の施設と一体的に運営をされる予定だというお話でございます。

○2番（阿部正一君） その会社の名前は何ですか。

○事務局次長（小川良和君） 関連会社、_____という会社が委託を受けて運営をされる予定ということでございます。

○2番（阿部正一君） 代表は。

○事務局次長（小川良和君） 代表は、まだそこまではちょっと確認とれておりませんでした、済みません。

○2番（阿部正一君） 許可等はとっているんでないの。

○事務局次長（小川良和君） はい。

○2番（阿部正一君） 許可はとっているということ。

○事務局次長（小川良和君） とってあります。

○2番（阿部正一君） 福祉施設のですか。

○事務局次長（小川良和君） はい。一応村上市並びに県のほうとも今回施設設置するに当たっては協議を進めて、協議済みであります。

○2番（阿部正一君） 業務としてはとっているけども、市なりの手続は踏んでいるのかとお聞きしている。市の枠はあるわけでしょう、施設には。その手続は終わっているのか。終わっているのであれば、代表者もわかるわけだ。

○事務局次長（小川良和君） 済みません、一応相談履歴ということで、今回申請に当たっていただいている資料の中では、昨年11月から数回、県の方と打ち合わせと、あと村上市のほうからも昨

年の8月から随時打ち合わせをしているということで、阿部委員がおっしゃるような枠の申請を進めている途中だというふうに解釈しております。

○2番（阿部正一君） 開所はいつですか、予定。

○事務局次長（小川良和君） 開所は10月末に一応建物の建築が終わる予定になっておりますので、11月初めに公募ということで打ち合わせの資料には出ております。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにございませんか。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。4番の件についてちょっとお伺いします。

_____さんというのは、_____さんの……

○事務局次長（小川良和君） 奥さんです。

○3番（増田嘉美君） いわゆる_____の従業員の駐車場にも併用しているという話なのですが、所有者である_____が_____名義に無償で貸借をして、そのところにソーラーパネルを立てて売電するわけですよね。その理由は何かあるんでしょうか。自分の名前じゃまずい何かがあるんでしょうか。

○事務局次長（小川良和君） 奥さんの名前です。奥さんの名前ではちょっと正直確認、なぜというところまでは正直確認しておりません。ただ、_____さんと_____さんと含めまして、_____さんについてはこの案件が事業認定されている場所初めてでございまして、_____という者は確認すると何か所かは既に太陽光の発電施設を認可を受けて所有されているというふうに認識はしておりますが、今増田委員がおっしゃられるような、ご質問を受けた内容についてまではちょっと確認しておりませんので、なぜというところまではちょっと今この時点でお答えすることは難しいです。済みません。

○3番（増田嘉美君） であればなおさらのこと、ほかのところでは同一のことを_____名義でやっておきながら、この部分だけを_____に使用貸借でお貸しをしている。なお、パネルだけでなく、要するに_____の従業員の駐車場にも使うというわけですよね。なおのこと、_____の名前でやらなきゃならないのではないですか。社長ですよね。だから、単純に考えればという感じになりますよね。

○事務局次長（小川良和君） それで、今のところのお話なんです。最終的には今言った3筆の農地に許認可を受けた、事業認可を受けた規模の発電施設を設置するとしたところで、ちょうど今駐車場というふうなお話あるところに関しては、これ以上パネルを設置できない状況の中で、残地として残っていたところを有効的に使っていくといったところの中でのお話でありまして、そういうちょっと難しい、ちょっとややこしい話で申しわけないですけど、そういうふうなところの中で一部分を駐車場というふうな利用を計画されたということでございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 3番、増田委員、よろしいですか。

○3番(増田嘉美君) はい。

○会長職務代理者(板垣栄一君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長(園部和枝君) それでは、26ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が6件、賃借権の設定が156件、所有権移転の売買が6件、合計168件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸人、村上市肴町__番__号、____、借人、村上市松山__番地、____、土地の表示、緑町1丁目__番、地目、畑、地積1,129平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、再設定となります。ページのほう進みまして27ページ、番号6番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号7番、貸人、村上市大月__番地、____、借人、村上市小町__番__号、____、土地の表示、大月字滝下__番、地目、田、地積1,160平米ほか1筆、計2筆、1,951平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり____、再設定となりまして、改良区費は貸人負担となります。ページのほう進みまして67ページ、番号161番までが賃借権の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号162番、譲渡人、村上市天神岡__番地__、____、____、譲受人、村上市天神岡__番地__、____、土地の表示、天神岡字谷地__番、地目、田、地積5,008平米ほか1筆、計2筆、9,974平米、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

番号163番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地、____、土地の表示、下鍛冶屋字樋詰__番、地目、田、地積1,987平米、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

番号164番、譲渡人、村上市金屋__番地、____、譲受人、村上市金屋__番地__、____代表取締役、____、土地の表示、金屋字鴨侍__番__、地目、田、地積3,612平米、売買による所

有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは約_____円となります。

番号165番、譲渡人、新潟市東区大形本町__丁目__番__号、____、譲受人、村上市上助渕__番地、____、土地の表示、上助渕字前田__番__、地目、田、地積30平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは約_____円となります。

次に69ページ、番号166番、譲渡人、村上市牛屋__番地、____、譲受人、村上市牛屋__番地__、____、土地の表示、牛屋字中川原__番__、地目、田、地積996平米ほか1筆、計2筆、4,047平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは約_____円となります。

番号167番、譲渡人、村上市小川__番地、____、譲受人、村上市小川__番地、____、土地の表示、小川字藤原__番__、地目、畑、地積147平米ほか5筆、計6筆、1,152平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円、10アールあたりは約_____円となります。

次に、番号168番の案件ですが、賃借権の案件であります、番号167番の売買の後に貸借としたため、一体でのご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。71ページをごらんください。番号162番、村上地区天神岡地内、図面上部に山田川があり、その南側に1つ囲ってあります2筆が申請地となります。

次に72ページ、番号163番、図面上部に荒川地区上鍛冶屋集落があります。集落南側の梨の木川との間に太く囲ってありますのが申請地です。

次に73ページ、番号164番、荒川地区金屋地内、日本海沿岸東北自動車道と県道新潟新発田村上線が交差している付近に太く囲ってありますのが申請地です。

次に74ページ、番号165番、図面中央に神林地区上助渕集落があります。集落南側に小さく囲ってありますのが申請地です。

次に75ページ、番号166番、神林地区牛屋集落があります。集落南側にこの図面上には表示されていませんが、荒川があり、集落と荒川との間に位置する太く囲ってあります2筆が申請地です。

次に76ページ、番号167番、図面中央に朝日地区小川集落があります。集落内に点在しています6筆が今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、最初に議案番号80番につき審議をいたします。____が議事に参与できませんので、____、審議をお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

（__番 _____退席）

○農地調整部会長（池田千秋君） それでは、かわりまして番号80番、_____の案件でありま

すので、_____が退席になりました。

この番号80番につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問のある方お願いします。

(ありませんの声あり)

○農地調整部会長(池田千秋君) 異議ないようですので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○農地調整部会長(池田千秋君) 異議なしと認め、番号80番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○農地調整部会長(池田千秋君) _____、番号80番について承認することに決定いたしました。頑張ってやってください。

○会長職務代理者(板垣栄一君) ありがとうございます。

それでは、_____、議案番号13番から17番につき審議をいたしますので、議席番号__番、_____、議事に参与できないので、退席をお願いいたします。

(__番 _____退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、13番から17番について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方、お願いをいたします。

(ありませんの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしと認め、番号13から17番、承認することに決定をいたしました。

(__番 _____着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、番号13番から17番について承認することに決定をいたしました。

次に、番号106番から108番につき審議をいたしますので、議席番号__番、_____、議事に参与できないので、退席をお願いいたします。

(__番 _____退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、106番から108番について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

(ありませんの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしと認め、番号106番から108番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、106番から108番まで承認することに決定をいたしました。

次に、番号115番から118番につき審議をいたしますので、議席番号__番、____、議事に参与できないので、退席をお願いいたします。

(__番 _____ 退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、115番から118番まで審議に入ります。ご意見、ご質問のある方お願いをいたします。

(発言する者なし)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 済みません。115番から118番と申し上げましたが、あわせて167番から168番も関連案件でありますので、審議をお願いいたします。質問ございませんか。

(ありませんの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、番号115番から118番、167番から168番まで承認することに決定いたしました。

(__番 _____ 着席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） _____、115番から118番、167番から168番まで承認することに決定いたしました。

それでは、番号154番から155番につき審議をいたしますので、議席番号__番、____、関係がありますので、同じくこの _____ の関係でありますので、_____ さんも退席をお願いいたします。

(__番 _____ 退席)

(__番 _____ 退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、154番から155番、審議を行います。ご意見、ご質問ある方お願いいたします。

(発言する者なし)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、154番から155番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____ 着席)

(__番 _____ 着席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） _____、____、154番から155番、承認することに決定をい

たしました。

それでは、今まで承認のあった13番から17番、80番、106番から108番、115番から118番、154番から155番、167番から168番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方お願いをいたします。

済みません。不手際でありまして、落ちがありました。番号6番、_____、関連がありませんので、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(_____ 番 _____ 退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号6番につき審議をいたします。ご意見、ご質問ある方お願いをいたします。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、承認することに決定してもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 決定することにいたしました。

(_____ 番 _____ 着席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） _____、番号6番、承認することに決定をいたしました。

それでは、今まで承認のあった先ほど申し上げました番号と6番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方お願いをいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。番号93番、この案件なんですけど、1月の定例総会において取り下げになった案件なんですけれども、こういう計画案の中で話が進んでこういう形になったというふうに思いますが、この金額について確認なんですけれども、通常話としては _____ 円ぐらいのという話が普通だと思われまして、これは天井さんも確認済みということで了解してよろしいのでしょうか。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局、お願いいたします。

○事務局係長（園部和枝君） 双方の署名のもとに申請いただいておりますので、確認済みです。

○6番（遠山久夫君） 事情が私もちよっと知っているものですから、本人、田んぼづくりに関しては全く知らない方です。そんな中で _____ 円、新規、 _____ が受けるという話はちよっと違和感を感じるんですが、通常であればその上の _____ 円妥当かなというふうにも、同じ七湊地内でもありますし、そこら辺についての確認というのはされたのかどうか、お話をされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○事務局係長（園部和枝君） 確認されていまして、今回これ新規で出てはいるんですけれども、前回の取り下げの案件前に _____ さんのほうで耕作していた場所になりますので、再び契約されるような案件になっております。金額のほうも双方で話しした上で決定されたと聞いておりま

す。

○6番（遠山久夫君） 確認したのであれば、わかりました。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくしてないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、議案第5号、承認することに決定をいたしました。

それでは、議案第6号 職員の任免についてを議題といたします。

○事務局長（鈴木美宝君） では、議案第6号、当日配付ということで資料のほうを皆様のほうに当日配付させていただきました。既にご承知のことかと思いますが、農業委員会職員の異動がありまして、その件についての同意を求める案件であります。

下記の職員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき委員会の同意を求める。平成31年3月26日、村上市農業委員会会長、石山章。免ずる職員として現局長、鈴木です。新たに任命する職員、局長、小川良和、平成31年4月1日、次長、大西恵子、平成31年4月1日付になります。3番、兼務を解く職員、課長補佐、高橋雄大、係長、鈴木将利、主任、平田貴大、同じく主任、相場達輔、主事、遠山雄基、兼務を命じる職員、課長補佐、小野道康、同じく課長補佐、細野弘明、主査、遠山純、同じく主査、小田佳代子、同じく主査、高橋直紀の職員になります。

まず、3番の兼務を解く職員としましては、神林事務所がなくなりますということで、神林支所産業建設課勤務の高橋雄大、それから異動によりまして鈴木将利、同じく異動で以下4名の方が兼務を解く職員ということになります。新たに兼務を命ずる職員としまして、本庁の農林水産業課のほうの小野道康課長補佐と小田佳代子主査を新たに兼務を命ずる職員として任命します。荒川支所の細野弘明課長補佐と、同じく荒川支所の遠山純主査と朝日支所の高橋直紀主査ということで、委員会の同意を求めます。

以上になります。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 以上、今ほど説明のありました事柄について任命することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき委員会の同意を求めるということになっております。皆様方のご意見、ご質問、特にありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、議案第6号、承認されることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、議案第6号、承認されました。ありがとうございます。

それでは、その他であります。皆様方から何かございますか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、事務局から何かございますか。ありませんか。

それでは、これで今日予定されております議事に関しては終わりました。

それでは、ただいま時間が16時ちょうどでありますので、結構押しはおるんであります。大分時間もたっております。トイレ休憩等々ありますので、10分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午後4時00分～午後4時10分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成31年3月26日

村上市農業委員会

会長職務代理者

同議事録署名委員

委 員

委 員